

ボランティア保険 加入のすすめ

**シルバーカレッジ垂水会では、地域活動部会で
ボランティア活動をされている方々にボランティア保険の
加入を おすすめし、手続きを代行しています。**

通称「ボランティア保険」とは、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」のことです。

ボランティアが自発的に国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動（**往復途上を含む**）を行う際に、安心して活動するため、万が一の事故に備える保険です。

- ・保険料（年間）： 市民活動災害共済プラン 1名500円
- ・補償期間： 受付翌日～年度末まで（3月31日）

ボランティア保険の概要

1. ボランティア自身がケガをした場合の「**傷害補償**」と
2. ボランティアが他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が生じた場合の「**賠償責任補償**（1事故につき支払限度額5億円）」があります。
3. ボランティア自身が、活動中（**往復途上を含む**）に傷害補償の対象とならない**疾病**で亡くなった場合、「**死亡見舞金**（給付金額10万円）」が給付されます。
4. 「**傷害補償**」の内訳は、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等があります。

詳細は、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」の説明書を参照ください。

<https://www.hyogo-wel.or.jp/public/volunteer.php>